

## 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 行政報告
- 日程第3 議案第68号 瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巢南グラウンドの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第69号 瑞穂市第3次総合計画の基本構想及び前期基本計画の策定について
- 日程第5 議案第70号 瑞穂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第71号 岐阜都市計画事業穂積駅南土地区画整理事業施行条例の制定について
- 日程第7 議案第72号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第73号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第74号 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第75号 令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第76号 令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第77号 令和7年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）

## ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## ○本日の会議に出席した議員

1番	宮川 頌 健	2番	横田 真 澄
3番	北村 彰 敏	4番	関谷 英 樹
5番	今井 充 子	6番	広瀬 守 克
7番	藤橋 直 樹	8番	若原 達 夫
9番	鳥居 佳 史	10番	関谷 守 彦
11番	森 清 一	12番	馬 淵 ひろし
13番	今木 啓一郎	14番	杉原 克 巳
15番	棚橋 敏 明	16番	庄田 昭 人
17番	若井 千 尋	18番	若園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	矢 野 隆 博
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長 兼 巢 南 庁 舎 管 理 部 長	佐 藤 雅 人
健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道	都 市 整 備 部 長	坂 野 嘉 治
都 市 整 備 部 調 整 監	江 崎 哲 也	環 境 経 済 部 長	臼 井 敏 明
上 下 水 道 部 長	工 藤 浩 昭	教 育 委 員 会 事 務 局 長	磯 部 基 宏
会 計 管 理 者	林 美 穂		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	井 上 克 彦	書 記	松 島 孝 明
-------------	---------	-----	---------

### 開議の宣告

○議長（今木啓一郎君） 皆様、おはようございます。議長の今木でございます。本日は議場での傍聴やインターネット配信を御覧いただき誠にありがとうございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないとなっておりますので、十分注意して発言されますようお願いいたします。

---

### 日程第1 諸般の報告

○議長（今木啓一郎君） 日程第1、諸般の報告を行います。

2件報告します。

1件目は、お手元に配付しましたとおり、12月1日、若井千尋君、広瀬守克君、若園五朗君から発議第8号脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書が提出され、受理しましたので、後日議題にしたいと思えます。

2件目は議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わり報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は令和7年10月分が実施され、現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。以上となります。

○議長（今木啓一郎君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので御覧いただきたいと思えます。

---

### 日程第2 行政報告

○議長（今木啓一郎君） 日程第2、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

それでは、1件の行政報告をさせていただきます。

報告第12号専決処分の報告について（損害賠償その2）を報告します。

令和7年10月6日午後2時50分頃、公用車が安八郡神戸町大字前田120番の1先の路上を南進していた際に、相手方の運転者が運転していた車両が一時停止のある交差点に西進して進入し、公用車の左後方部分に接触したはずみで隣地にあった相手方の第三者の所有する車両に公用車が接触した事故について、市の過失割合を1割として和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものであります。

以上、1件の行政報告をさせていただきました。

○議長（今木啓一郎君） これで行政報告は終わりました。

---

### 日程第3 議案第68号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第3、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巢南グラウンドの指定管理者の指定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

なお、発言の順序については、通告順により許可します。

6番 広瀬守克君の発言を許します。

広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） 改めましておはようございます。

議席番号6番、創緑会の広瀬守克でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巢南グラウンドの指定管理者の指定について質問をさせていただきます。

まず1つ目の質問でございます。

西部複合センターの図書館の職員は何名でしょうかということをお聞きいたします。

以下につきましては、自席にて質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

改めまして、おはようございます。

それでは、議員の質問にお答えさせていただきます。

分館に勤務する職員は、会計年度職員が7名、うち2名が土曜日、日曜日、祝日の勤務を中心とする繁忙期職員で構成されております。ローテーション勤務により、常時3名から5名になるよう運営をしております。また、正規職員が必要に応じて分館にて勤務をしております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） 今お答えいただきました会計職員が7名ということの中で、2名は土・日ということでございます。

繁忙期につきましてはということで、またその時期について増えたり減ったり、増減はあるということなのでお聞きいたしました。ありがとうございます。

それから、2つ目になりますけれども、指定管理者の募集について、第1回選定委員会が令和7年6月13日にあつて、募集要項などの公表また配布があり、最終6団体の申込みがあつたということでございます。その結果、11月に決定したということでもありますけれども、委員さんのほう6名でしたかね、6名の委員さんの中から附帯意見があつたということで、図書館職員との対話を大切に、働きやすい環境づくりに努めることと明記されておるわけでございますけれども、指定管理が導入された後、現在雇用されている図書館の司書、今いらっしゃると思うんですが、その雇用は確保されているかどうかお聞きいたします。お願いします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

募集要項にも記載しておりますが、基本的には現在雇用している方の意思を確認の上、雇用を継続していただく予定でございます。

なお、賃金を含む勤務条件等につきましては、市の会計年度任用職員と同等の条件とし、不利益が生じないよう配慮する予定でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） それでは最後になりますが、みずほふれあいフェスタが毎年行われているわけですが、こちらは商工農政観光課、こちらが所管となつてはおるわけですが、ふれあいフェスタと指定管理者の今後の関わり方をお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 改めまして、おはようございます。

広瀬議員の御質問にお答えいたします。

毎年11月に開催しておりますみずほふれあいフェスタにつきましては、令和4年度以降は会場をサンコーパレットパークへ移しております。例年、飲食や物販をされる50店舗ほどの出店とステージイベントを組み合わせで行っておりますが、今年は約9,600人の多くの御来場があり、盛大に開催することができました。

このフェスタにつきましては、これまで市主催で通常の業務委託を活用して実施をしておりますが、他自治体では、事業者からの企画提案を総合的に審査して事業者を決定するプロポー

ザル方式による業務委託で開催されている事例もあることから、瑞穂市でもその可能性について検討している状況であります。現時点では、その他の手法については考えていない状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 6番 広瀬守克君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

2番 横田真澄君の発言を許します。

横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 改めまして、おはようございます。

議席番号2番、創緑会、横田真澄です。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巣南グラウンドの指定管理者の指定について質問をさせていただきます。

このたびの指定管理者が行う業務の一つに図書館の運営があります。内容としましては、受付や案内などを行う奉仕業務、新規購入図書の選書や配架などの蔵書管理、図書館システムの運営、さらには読書活動の推進に関する業務などがあり、専門性のある業務となります。

指定管理者の予定として株式会社技研サービスの団体が上げられていますが、この団体が現在また過去において図書館の指定管理を行った経緯があるか、まずはお聞きいたします。

以下、自席にて質問させていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

指定管理者としての実績につきましては、岐阜、愛知、富山、長野、滋賀、三重、京都の7府県で74施設の実績がございます。

今回提案の指定管理類似施設の管理運営実績につきましては、公園20施設、児童福祉施設18施設、貸館施設13施設、図書館関連施設3施設、グラウンド21施設となります。また、複数の施設の一括管理運営の実績は岐阜市、多治見市等で50施設の実績がございます。

議員御質問の図書館の指定管理につきましては、図書館の規模としては大きくありませんが、図書館を含めた施設の指定管理の実績がございます。また、指定管理ではありませんが、岐阜市のメディアコスモスの総合受付業務の業務委託を図書館含めた施設全般の業務を行っているところでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 分かりました。

続いて、指定管理者選考委員会において、図書館運営の専門性に関して一部委員から懸念が示されたとのことですが、市としてこの団体に指定管理として業務委託することに関してどのように考えているか、また、他の委員からこのことに対して何か意見があったかお聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、指定管理の実績としては74施設の実績があり、また、岐阜市のメディアコスモスの業務委託や、他市町の小規模ながら図書館を含めた複合的に指定管理を行っていること、さらにはプレゼンテーションをお聞きしましたところから、図書館の運営には支障がないと考えております。

他の委員からは、直接図書館に関することではありませんが、事前に資料を読み込んだ上で採点しており、本日のプレゼンを踏まえても評価は大きく変わらなかった。順位は想定範囲であり、結果について異論はないや、地域の方々と連携しながら丁寧に進めていこうとする姿勢が伝わってきた点を評価している。また、指定管理者の選定に当たっては、提案内容の優劣だけではなく、今後5年間、市と協働できる相手かどうかが重要であると考えている。提案からは、市と意見を共有しながら進めようとする姿勢が感じられた。運営主体が変わることで現場が不安を抱くのではなく、協働を土台とした運営が望ましいと考えるなどの意見がございました。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 2番 横田真澄君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

11番 森清一君の発言を許します。

森清一君。

○11番（森 清一君） 改めまして、おはようございます。

議席番号11番、創緑会、森清一でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巣南グラウンドの指定管理者の指定について質問をさせていただきます。

指定管理者制度は、スポーツ・文化施設など公共施設の運営管理に民間のノウハウを活用することで、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することを目的としており、今回の指定管理導入は、呂久の小簾公園から美江寺宿へと市内を横断する中山道の沿線にある表記3施設を複合的に一体管理することで相乗効果が高まり、利便性の向上、また回遊性や滞在時間が延びる等の融合が進み、この3施設が単なる拠点から人が関わり合う場所として多世代交流が活発になることを期待しております。

そのために、これまでの成果を継承しつつ課題の克服に取り組み、意欲的かつ創意工夫に富

んだマネジメントを実現できる民間のノウハウを活用するわけですが、市が求める成果を上げるためには、ある一定の委託期間が必要となります。

そこで、公共施設等における指定管理者制度による委託期間について調査してみますと、岐阜市では3年あるいは5年、大垣市はほとんどの施設が5年間、各務原公園、これは指定管理者は技研サービスとなっておりますが、各務原公園は5年間、先般、文教厚生委員会の視察で行きました伏見青少年活動センターは4年間、養老公園は10年間など様々であります。

そこで、当市の委託期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とされた理由は何か、お聞きいたします。

以下、自席にて質問させていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

指定管理の期間につきましては5年間として募集をしておりますが、3施設の複合管理として指定管理を行うことについては、当市としましては初の試みであることから、3年間という選択肢も検討いたしましたが、にぎわいの創出という結果を求めるに当たり、指定管理者として、ニーズや業務の把握、既存団体との関係性の構築等を考えると、3年間の短期間では短いと判断したため、5年間という期間といたしました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 森清一君。

○11番（森 清一君） よく分かりました。

それでは、その5年間の契約期間における評価はどのように行うのか。方法であるとか頻度であるとか、これについてお聞きいたします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

指定管理者による管理運営が企画提案書に基づき適切に行われているかを確認することが重要と考えております。そのため、日常的なモニタリング、年度ごとの評価、指定管理終了時の総合評価をもって評価を行っていく予定でございます。

日常的なモニタリングでは、定期的に施設を訪問し、運営状況、利用者対応などを確認し、必要に応じて改善指導を行うものとしております。年度評価につきましては、事業報告書、収支報告書に基づき、利用者数、サービスの質、施設管理状況など総合的に評価していきます。また、利用者アンケートや苦情・要望の状況も評価の対象としていきたいと考えております。

さらに、指定管理終了時の総合評価では、期間全体を通じた成果、サービス向上への取組、施設の維持管理状況、経営努力、利用者満足度などを総括的に整理し、次期の指定管理者選定の参考としたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 森清一君。

○11番（森 清一君） ありがとうございました。

それでは、3番目の質問として、その評価内容や施設の状況の変化、また施設の適切な管理運営に大きな影響を及ぼし、管理者の努力だけでは対応できない経営リスクである最低賃金の上昇や物価高騰など外的環境の変動などに応じた協定の改定や、人件費のスライド制度の導入を行い指定管理料の変更をするのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

現段階としては、スライド制度の導入は考えておりませんが、外部環境に伴う変動については、募集要項及び仕様書に明記したリスク分担表に基づき、基本協定にて改めて明記する予定でございます。

なお、リスク分担表には、物価や金利変動等が生じた場合は指定管理者側にて負担することとなっておりますが、2年目以降の指定管理料につきましては、物価変動の状況を鑑み、協議の上、決定する旨が併記されておりますので、必要に応じて変更することも可能となっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 森清一君。

○11番（森 清一君） 分かりました。

それでは、4点目の質問。

指定管理者制度での委託期間が長く続くと、市においてこのノウハウが蓄積されないような状況もあると思います。指定管理者任せになるその心配はないのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

指定管理者制度の導入をすることにより、メリットだけではなくデメリットも考える必要があると思っております。

全国的に見ても、指定管理者制度を導入した自治体の全てが成功しているわけではございません。図書館の運営については、引き続き図書館の選書を含めた基本的な図書館運営の軸は本館で直営方式にて運営する中、民間のノウハウとの融合を図っていきたくと考えております。

いずれにしても、中山道大月多目的広場、巢南グラウンドも含め、指定管理者任せにするのではなく、利用者の意見に耳を傾ける中で、指定管理者と調整会議などを設けながら協議を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 11番 森清一君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

17番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 改めまして、おはようございます。

議席番号17番、公明党の若井でございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、今議案に出ております議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巢南グラウンドの指定管理者の指定についての質問をさせていただきます。

この指定管理を入れた理由というのは、やっぱりまち自体がにぎわいの創出を、中山道を中心としたにぎわいの創出が一番根本にあるのではないかなという思いで質問をさせていただきますが、募集要項の中の1、現状では瑞穂市ではこの3つの施設を活用して、令和5年度には12月の閑散期に社会実験などとして瑞穂市の子供の遊び場を実施したなど様々な社会実験をして、イベント等で人の集客を調査されたようでございますが、こういったような社会的実験はどのような団体がされたのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

以下は自席に戻って質問させていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

この調査は、瑞穂市中山道まちづくり基本構想に基づき、国の補助金であるデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生タイプ）を活用し、コンサルティング会社と委託契約を結ぶ中で、中山道を活用したにぎわいの創出の推進を目的に参加いただいた地域住民の方を中心に構成される瑞穂市中山道まちづくり推進委員会において、2023年12月にはクリスマスマーケット、2024年8月には「おお！サマーフェス」などの閑散期における実証実験を実施していただいております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 多分たくさんの方の社会実験をしていただいて今日に至ったというふうに思いますが、2番目に、この審査基準の審査項目の配点では、今市が求めるような、やはりにぎわいの創出、たくさんの方でにぎわっていただくということに重きを置いて、この施設、3つの施設の効用を最大限に発揮した利用サービスの向上がたくさん高配分となっております。

しかし、候補者も30点満点のうち21.17、これは全体的に市が求める項目よりも低かったような気がするんですけども、この募集の趣旨の中で、指定管理者は、行政、地元住民が三位一体となって地域密着型で運用され、地域課題にも取り組み、子供や親子連れにとって、地

元住民にとってもわくわくするような楽しい居場所になることを期待しますということの項目があります。

この点、先ほど言ったように、市が望む地域連携について点数が全体的に至っていないような気がいたしますが、このことについてどのようにお考えか伺います。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

評価点につきましては、6人の委員の平均点として算出しているため、満点から比較すると低い印象を持たれると思いますが、他の項目においても同様でありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

また、候補者である株式会社技研サービスのプレゼンテーションでは、地域との協働や施設の施策への理解の促進等を目的として、地域住民も含めた関係者が協議する中山道大月多目的等施設運営協議会、こちらのほうは仮称となりますが、を設置し、協議会を開いていきたいとことが発言されました。

連携団体の例といたしましては、中山道まちづくり推進委員会、市内各NPO法人、市内各文化団体、自治会を想定されています。協議会の流れとしましては、組織づくりを行い、地元の団体と連携した企画を立案し、地元団体とのイベントでの連携、共催をし、イベントは実行委員会を組織するとあります。

そうしたことから、募集の趣旨の中での指定管理者、行政、地元住民が三位一体となって地域密着型で運用され、地域課題にも取り組み、子供や親子連れにとって、地元住民にとってもわくわくする楽しい居場所づくりができると期待しております。もちろん、指定管理者へ任せっきりでなく、調整会議等を行うなど状況を確認しながら進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今、教育委員会事務局長のほうから答えをいただいたというふうには思いますけど、私も通告しておりますので、3番目の既存のボランティア団体との関係性、これ非常にやはり気になるところでございますけど、今御説明があったやに思いますが、もう一度この確認というか、考えをお伺いしたいという意味で、既存のボランティア団体との関係性について質問させていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

募集要項にも記載しておりますが、既存の団体との連携を進めていく中で、さらなるにぎわいの創出を指定管理者にお願いしているところでございます。

先ほども答弁いたしました。地域住民も含めた関係者が協議する協議会を設置し進めていくことから、今まで同様、ボランティアの方々のお力をお借りしながらイベント等を開催し、さらなるにぎわいの創出が期待できると考えております。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 17番 若井千尋君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

16番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号16番 庄田昭人。

議長のお許しをいただきましたので、質疑をさせていただきます。

それでは、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市東南グラウンドの指定管理者の指定について質疑をさせていただきます。

先ほど若井議員が行った質疑と同じような内容になったななんて感じさせていただきました。でも、そこは地域密着型、これって大切なことではないかということではありますが、私なりに質疑をさせていただきます。

所信表明の中で、今年瑞穂市の方針の一つである地域地方創生3つの拠点づくりをさらに飛躍させる年となりました。1つ目の拠点、サンコーパレットパークは、いよいよ指定管理者の制度の導入によって完成形となります。指定管理者、行政、地域住民が三位一体となって地域密着型で運営され、地域課題にも取り組み、子供や親子連れ、地元住民がわくわくする楽しい居場所となることを目指してまいりますと市長が述べられました。

新しい指定管理者は、地域との交流が現在少ないと私は考えます。地域の方々とどのように地域密着型で連携という、取り組む姿勢なのか、お聞かせください。

以下は自席にて質問をさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

先ほどの若井議員の答弁と重なりますが、募集要項にも記載してありますが、既存の団体との連携を進めていく中で、さらなるにぎわいの創出を指定管理者にお願いしているところでございます。

候補者である株式会社技研サービスのプレゼンテーションでは、地域との協働や施設の施策への理解の促進等を目的として、地域住民も含めた関係者が協議する中山道大月多目的等施設運営協議会、こちらは仮称になりますが、を設置し、協議会を開いていきたいとありました。連携団体の例といたしましては、中山道まちづくり推進委員会、市内各NPO法人、市内各文化団体、自治会を想定されております。協議会の流れといたしましては、組織づくりを行い、

地元の団体と連携した企画を立案し、地元団体とのイベントでの連携、共催をし、イベントは実行委員会を組織するとあります。

そうしたことから、募集の趣旨の中での指定管理者、行政、地元住民が三位一体となって地域密着型で運営され、地域課題にも取り組み、子供や親子連れにとって、地元住民にとってもわくわくする楽しい居場所づくりができると期待しておるところでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） ただいま質問をさせていただいたのは、サンコーパレットパークの運営という形が強いというふうに私は感じております。

三位一体という運営を考えると、その一つである図書館運営はわくわくする楽しい居場所ではなく、静かでゆっくりと読書する空間であり、読書意欲をさらにわくわくする企画が求められると思いますが、行政、指定管理者とその地域との連携という、取り組む姿勢はどのようであるのかお伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

市といたしましては、図書館にはにぎわいと静けさの双方が必要不可欠であると考えております。図書館のイメージとしては、集中して読書をする方、調べ物をする方、受験勉強をする方など、閑静で集中できる空間であることが大切であると思います。ただその一方で、講座やイベントを開催することにより、利用者の方に図書館に親近感を感じてもらうことで、より一層地域に開かれた図書館にすることもできます。また、小さなお子さんやふだん読書に興味のない方が、これらのイベント等を通して本を好きになってくれるような機会を創出することは、市の読書推進活動の中でも非常に重要な意味を持っていることと考えております。

これらにぎわいと静けさの両立を考えながら、全ての利用者が満足していただけるような方策を指定管理者と検討していきたいと考えております。

また、指定管理者候補者からは、プレゼンテーションの中で、ブックイベントとして絵本の読み聞かせ、著者トークイベント、ビブリオバトル、ブックカバー・しおり作成などの提案もあり、地域住民、指定管理者、行政が三位一体となり、地域密着型で子供や親子連れ、地元住民もわくわくする楽しい場所となることを目指していきたいと考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 図書館運営は、今までこの瑞穂市にとって大きな役割をしていた、もしくは貸出数、読書数は多くあったと思います。また、わくわくする企画を求められてきたの

に、十分応えられてきたというふうに私は考えております。

しかし、これまで働いていただいた図書館司書の方々は、それぞれどのように扱っていくのか、どのようになるのか、お伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

募集要項にも記載してありますが、基本的には現在雇用している方の意思を確認の上、雇用を維持していく予定でございます。

また、賃金を含む勤務条件等につきましては、市の会計年度任用職員と同等の条件となる予定で、不利益が生じないよう配慮する予定でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 選定理由に、採決の結果において、委員6名中5名が指定管理者として可と判断したとあり、委員より意見があったものについて附帯意見として取りまとめた。その附帯意見は、図書館と職員との対話を大切に、働きやすい環境づくりに努めること、地域住民及び関係団体との対話の機会を設け、意見を反映した運営に努めること、年1回程度、運営状況の点検及び確認を行うことと3つの附帯意見がある。指定管理者選考委員会からの附帯意見はとても大切と考えるが、選考委員会からの附帯意見の効力はあるのか、お伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

指定管理者選定委員会は、指定管理者候補を決定するに当たり、公正性、透明性を確保しつつ、指定管理候補を評価、審査し、意見を述べる機関であり、委員会から出された答申書及びその附帯意見については、法的な拘束力はありませんが、市といたしましては、審査結果や附帯意見も含め、答申書の内容を重く受け止め、進めていきたいと考えております。もちろん、指定管理者候補者には大切な視点として遵守していただくようお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 16番 庄田昭人君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

9番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） おはようございます。

議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巢南グラウン

ドの指定管理者の指定について質問をさせていただきます。

選定理由が今回非常に分かりやすく書いてあるという中で、図書館運営の専門性に関して委員の一部から懸念が示されたが、提案内容及び今後の取組姿勢を踏まえると改善の余地があるとして受け止められたという記述があります。この点について質問をさせていただきます。

この専門性に関して具体的な懸念については示されたか。もし示されてあれば、その内容はどのようなものだったかをお尋ねします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

図書館運営の実績が少ない点について、経験不足による運営初期の安定に影響する可能性は否定できないことについて懸念される旨の発言がございました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 分かりました。

そうしますと、その懸念について、ヒアリングのときに、その質問についてヒアリングの際に応募者に質問を投げかけられましたか。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

先ほどの発言に関しては、プレゼン後の集計結果報告後の発言であり、ヒアリング時には投げかけられていなかったと記憶しております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） そうしますと、その次の質問ですけれども、提案内容及び今後の取組姿勢を踏まえると、改善の余地があるとして受け止められましたというふうにされているようですが、この受け止めたのは、今の話で受け止めたのは、懸念を表した委員かまたは全委員が、一応その懸念は受けたけれども、一応了解したと、その辺は分かりますか。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

改善の余地があるとして受け止められましたと発言があったのは1人の委員であり、その他の委員については特に異論はございませんでした。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） その附帯意見、先ほど庄田議員も質問されました。一応私、質問の項目として入れておりますので、一応確認の意味で、この附帯事項については契約上の遵守義務事

項となるかどうかということで、再度ちょっと確認の意味でお答えください。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

先ほど庄田議員への答弁で述べさせていただきましたとおり、指定管理者選定委員会は、指定管理者候補を決定するに当たり、公正性、透明性を確保しつつ、指定管理者候補を評価、審査し、意見を述べる機関であり、委員会から出された答申書及びその附帯意見については、法的な拘束力はないと考えております。

市といたしましては、審査結果や附帯意見を含め、答申書の内容を重く受け止め、進めていきたいと考えております。もちろん、指定管理者候補者には大切な視点として遵守していただくようお願いしたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 懸念を示された図書館運営の実績が少ないということについて、教育委員会側として、それをどのように不安を払拭するかということについて、今までの答弁の中で多少あると思いますが、改めてその不安を事務局側としてどのように払拭しようとしておられるのかを教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

教育委員会といたしましては、さきの各議員さんからの御質問でお答えさせていただいたとおり、指定管理者の実績として74施設の実績があり、また岐阜市のメディアコスモスの業務委託も行っているということから、指定管理者として支障がないということは感じております。

また、今回の場合につきましては、図書館を含め複合施設の管理、指定管理ということでございますので、総合的な評価として評価をしたところであると思いますので、今後も指定管理者のほうとは、先ほども言ったみたいに協議等を行いながら、よりよい環境づくりに努めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 司書の方をどうするかという質問がありましたけれども、今までの実績、瑞穂市の市民から慕われている図書館運営をされているのは、大いに司書の方の力が大きいと思います。司書の方を採用されるか、されないかというのは非常に大きな影響があると思いますので、その辺は技研サービスさんのほうにしっかりと伝えていただいて、よく分かっている図書館運営の司書さんは必要な人材だということを改めて技研サービスのほうにお伝えしてい

ただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 先ほども少しお答えさせていただきましたが、基本的には現在働いていただいております会計年度任用職員の方に今後の意向調査も含め面談等を行い、市といたしましても残っていただきたいというのは重々感じるところでございますので、その辺は指定管理者候補者と協議をしながらまた進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 9番 鳥居佳史君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第4 議案第69号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第4、議案第69号瑞穂市第3次総合計画の基本構想及び前期基本計画の策定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 若原達夫君の発言を許します。

若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 議席番号8番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第69号瑞穂市第3次総合計画の基本構想及び前期基本計画の策定についてお尋ねいたします。

瑞穂市第3次総合計画の基本構想及び前期基本計画の策定について、市の将来像として「子どもが輝き誰もが笑顔あふれる安心で住みよい都市（まち）」が掲げられています。また、サブテーマに「～ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造～」が掲げられています。

市民からは、ウェルビーイングの向上・達成のため、子供から高齢者まで、性別、国籍を問わず、安心・快適に暮らし続ける環境や交通の利便性の向上が重要であるとの意見が多く寄せられています。暮らしやすさの向上は、市民の幸福度、ウェルビーイングの向上にもつながっていきます。

また、子育て環境や子供の健やかな成長を支援する取組も重要視されています。市の将来像の中で、子供、住みやすさ、ウェルビーイングに焦点を当て、幸せを感じられるまち瑞穂を目指して取り組んでいくとしております。

第3次総合計画の市の将来像について、市長の考えや思いについてお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若原議員の第3次総合計画の基本構想の部分の将来像についての考えや思いについてお答えをさせていただきます。

瑞穂市は、平成15年に市になって誕生して以来、新市建設計画、第1次総合計画、第2次総合計画に基づき、着実な歩み、まちづくりを進めてきました。その間、人口は増加を続けてきましたが、国の人口推計では令和12年をピークに、その後、人口減少に転ずるといような見込みとはなっておりますが、このところの物価高騰なども踏まえ、住宅の建設などにも陰りが見られ、人口減少、少子高齢化がもう少し早まるのではないかと考えております。それに加え、デジタル化の急速な進展や予測不能な災害リスクの高まりなど、また地域課題なども増加しております。

このような不確かな時代に、明確な都市の将来像を掲げ、その実現に向けた指針となるべき第3次総合計画を策定するに当たって、瑞穂市まちづくり基本条例の理念に基づき、多様な市民参加の機会を設け、市民の皆さんと共に、市民参画に基づく第3次総合計画に注力してまいりました。

具体的には、中学生によるみずほ未来プロジェクト、市民ワークショップ、市民のアンケート調査などの機会を通じて、本市の未来に対する貴重な御意見や思いをいただき、その上で、今の現状を踏まえ、目指す市の将来像「こどもが輝き誰もが笑顔あふれる安心で住みよい都市（まち）～ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造～」というように検討委員会のほうで決めていただきました。

この市の将来像には、市民の皆様の思いが集約されていると考えています。まず、子供が輝き、誰もが笑顔あふれる、安心で住みよい、そして揖斐川、長良川に挟まれた周辺市町の中心となるべき都市としての機能が、これから10年先にも求められていると考えています。それぞれの言葉に込められた思いを実現するために、一丸となって各施策に取り組み、市民のウェルビーイング、満足感や幸福感の向上を目指すようなまちづくりを進めていきたいということを思っています。中でも、子供真ん中、防災、防犯、そして基盤整備には特に力を入れていかなければならないということを思っています。

市民の皆さんの満足度や幸福感、ウェルビーイングの向上については、現在、市役所の庁舎にある提案箱を来年4月から改めていきたいということを考えています。幸せの黄色いポスト事業と変更をして、今まで御提案をいただいた、この道路には危険な場所がありますよ、ここは草が伸びていますよというようなことも踏まえて、御提案はもちろんのこと、行政は開かれたものであり、市民の皆さんが思い描くこと、特にこの事業、このイベントはよかった、満足を得られたというようなことを踏まえた幸せの黄色いポスト事業を現在考えているところでご

ございます。もちろん、パソコンやスマートフォンからもその御提案をいただけるように進めていきたいということを思っています。

以上、答弁となりますが、この第3次総合計画への私の考えや思いについてお答えをさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 8番 若原達夫君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 改めまして皆さん、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第69号瑞穂市第3次総合計画の基本構想及び前期基本計画の策定について総括質疑を行いたいと思います。

来年度、令和8年度から17年度、これからの10年間、市としての最上位計画である第3次総合計画でありますけれども、今年度から実施されております第3期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性、相違点などについてお尋ねをしたいと思います。

これまでの計画、第2次の総合計画でありますけれども、それを見ますと、後期計画も含めて見ますと、その資料には、第2次総合計画後期基本計画の第4ページには、基本計画と総合戦略について、その整合性を図るといようなことが記載されておりました。しかし、今回の第3次総合計画においては、総合戦略との関係性については特に記載された箇所は見当たらなかったのではないかと感じております。

また、今年3月に制定された第3期の総合戦略においても、総合計画との関係は特に記載されておられません。しかし、その内容を見ますと、総合計画も総合戦略も、瑞穂市全体の今後の在り方について示しているものだと思います。その一方で、総合計画と評価審議会、そこにおいては、この総合計画と総合戦略、その両方について、それぞれその業務評価、そういったものを行っているところであります。

そういった意味では、私もちょっと何かよく理解できていない部分ですので、改めてお尋ねしたいと思いますけれども、この総合計画と総合戦略、それぞれの策定意義、そして相互の関係、そしてまたその相違点について説明をしていただけるとありがたいと思います。

なお、第3期の総合戦略の対象期間、今年から始まっておりますけれども、これについては1年延長して6年間とされておりますけれども、これは総合計画との主眼にずれがあるということで調整されたのかなあというふうに思ったりもしますけれども、そこら辺についても併せて教えていただければと思います。

以下の質問につきましては、自席のほうからさせていただきます。よろしくお願ひいたしま

す。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略、今後、総合戦略とありますが、との関係ですが、総合計画は瑞穂市総合計画策定条例第3条に市の最上位計画として総合計画を策定し、これに即して市政を運営していかなければならないとあり、市の最上位計画として位置づけています。その構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3階層となっており、市のあらゆる行政施策を掲げております。

一方、総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第1条に基づき策定を行うもので、総合計画の下に位置する計画です。その内容としましては、市民一人一人が夢や希望を持ち、潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成するための「まち」づくりの施策、地域社会を担う個性豊かで多様な人材を確保するための「ひとづくり」の施策、地域における魅力ある多様な就業の機会を創出するための「しごと」の施策を掲げ、急速な少子高齢化に伴う人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的としております。

このように、総合計画は市の総合的な振興や発展に関する計画であり、都市計画、福祉、教育など全ての行政施策に関する計画となり、総合戦略は急速な人口減少の克服や地方創生に重きを置いた施策の計画で、産業、観光、子育て支援、移住促進など人口減少に関する施策に絞り込んだものとなっており、総合戦略に限らず、全ての市の計画は総合計画に内包されたものとなっております。

そして、総合戦略の計画期間を6年としましたのは、関谷議員のおっしゃるとおり、この計画の内容がほとんど総合計画に内包されていることから、次回の改定時には総合計画に含めて策定することを考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございました。

では、次の質問に行きたいと思います。

現在行われております第3期の総合戦略、これを見ますと、第2期の検証というか、どういふことが計画され、どう実現してきたのかということが示されております。ところが、今回の第3次総合計画においては、これまでの、現在行っております第2次の総合計画についての評価というものがほとんど示されておらず、この総合計画としての継続性、そこがなかなか読み取れないというのが私の実感であります。

そういった意味で、この第2次総合計画の評価、そして第3次総合計画に引き継がれている

部分、あるいは改善されている部分、そういったところにつきまして、大まかで結構ですけれども、御教示願えればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） これまでの総合計画の評価がほとんどされていないというお話ですが、第2次総合計画の評価検証については、外部評価として、市の附属機関である瑞穂市総合計画等評価審議会を設置し、毎年度、評価審議会を開催し、総合計画に基づく市の取組について評価検証を行っていただいております。

また、第3次総合計画の策定過程では、第2次総合計画の施策の結果を踏まえ、市の現状について、市民意識調査や市民ワークショップなどを実施し、実際に市民の皆さんが課題と感ずることや望んでいることを抽出しております。

また、内部評価といたしまして、こちらも毎年度になりますが、各課において実施計画の事業評価シートを作成し、K P I の達成状況の確認や実績に対する自己評価を行っております。

第2次総合計画から第3次総合計画に引き継がれたものについては、子育て支援、地域福祉、治水・防災など24の施策分野がありますが、その中で多くの個別事業を引き継いでおります。そして、改善されたものについては、基本構想における将来の都市空間像でも、第2次総合計画に掲げていた都市空間像を引き継ぎつつ、課題として上げられた市内における働く場所の創出を行うため、工業ゾーンを新たに生み出すイメージを追加し、各種法令と整合を保ちながら、市全体として秩序ある開発を進めることとしています。

さらに、市民意識調査の中で、重要度は高いが満足度が低い重点改善分野として、社会インフラの整備や土地の有効利用による都市機能の強化や交通基盤の充実による交通移動の利便性の向上について取組を一層強化しながら、「こどもが輝き誰もが笑顔あふれる安心して住みよい都市（まち）～ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造～」の実現に向けて、施策の展開を進めていきたいと考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 今の部長の説明で、引き継がれている部分とか、新しく加わっている部分について理解を若干させていただいたところであります。

ただ、総合計画等の評価審議会、ここにおいては項目ごとのを何本か取り上げて、それに対する評価、それは総合戦略のほうと総合計画と何本か出して評価をしているということでありますので、なかなかそこら辺が全体的な評価としては明確ではないのではないかと、そういった意味で、総合計画の中に総括的にそういった部分をちょっと明らかにしていくことが、さっき説明された部分もより分かりやすくなるのではないかとこのうなことを感じているところでもあります。

それから、外部評価については一応議事録という形で若干載っておりますけれども、内部評価について事業評価シートが作られていると、毎年作られているのかなというふうに説明がありましたけれども、それについては特に公表、私ちょっとよく分からなかったんですが、公表されているのかどうかについて確認したいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 現在は令和6年度までの事業について公表しておりますので、今後、令和7年度については年度末にまた公表できるかなと思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございます。

では、次の質問に行きたいと思いますが、今回の計画案の17ページに市民の主観的幸福感、そして地域の暮らしの満足度という、アンケート結果ですね、これが出されていると思います。これは市民感覚を知るという意味においては非常に興味深いデータかなというふうに私も見させていただいたところであります。

しかし、両者の結果を見ますと、その傾向はほとんど同じような感じ、ちょっと多少凸凹がありますけれども、なっているのではないかと。この市民の主観的幸福感と地域の暮らしの満足度についてはその違いがどこにあるのか、ちょっと私もよく分からなかったもので、ここでお尋ねしたいと思います。

あわせて、29ページのところには、本計画の目標指標としてということで、10年後の目標指標としては、この市民の主観的幸福感、これを今回6.8という平均点を7.5に引き上げる。そして、地域の暮らしの満足度というのが6.1から7.0点に引き上げるという目標が大きく掲げられております。それぞれ0.7点、0.9点アップしようという、これが意欲的なのかどうか、ちょっとその数字だけ見てでは正直ちょっと評価し切れないんですけれども、こういうのが出されていると。

しかし考えてみると、そもそもこのアンケートというのは、市民の気持ち、主観的なものの評価の指標になりますので、そういった主観的な指標というものをその数値目標として掲げていくことに具体的な何か意味があるのかどうか、非常にちょっとばくっとした感じですので、そこら辺のことについて、今回大きく掲げられた意義というか、意味を教えてくださいたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 17ページの市民の主観的幸福感は、現在あなたはどの程度幸せですかという問いに対する回答結果となっており、市民個人の現在の幸福感を測るものとなっております。また、地域の暮らしの満足度は、現在あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度

満足していますかに対する回答結果となっており、瑞穂市や各自治会内で生活するに当たって、地域や環境の満足度について尋ねたものとなります。

第3次総合計画では、市の将来像として「こどもが輝き誰もが笑顔あふれる安心で住みよい都市（まち）～ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造～」を掲げられています。地域の暮らしやすさと市民の幸福度を数値化・可視化することで、市民一人一人がより心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、最上位の基本構想にこの指標を設定することにより、市の目指す方向性や取組が最終的に市民のウェルビーイング、幸福感を高めていくことにつながるものと考えております。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

16番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 議席番号16番 庄田昭人。

議長のお許しをいただきましたので、質疑をさせていただきます。

議案第69号瑞穂市第3次総合計画の基本構想及び前期基本計画の策定について質疑をさせていただきます。

質疑も数多くの議員がされましたので、質問内容が重なったなというふうではありますが、私として大枠なところを質問させていただくということですので、しっかり答弁をいただきたいと思います。

瑞穂市第2次総合計画が平成28年3月に制定されました。いよいよ第3次総合計画の策定議案ではありますが、第2次総合計画がどのようなものであったのかと検証はされ、第3次総合計画であると考えます。その検証された内容と第3次へどのように検証を生かしたのか、お聞かせいただきたいと思います。

次の質問は自席にてさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 先ほどの関谷議員とちょっと重なるところもありますが、第2次総合計画の評価検証については、外部評価として瑞穂市総合計画等評価審議会を毎年度開催し、総合計画に基づく市の取組について評価を実施しております。これまで、令和6年度までの事業で33の事業について評価検証いたしておりまして、全ての項目において有効であったと評価いただいております。

また、第3次総合計画策定過程では、第2次総合計画の施策の結果を踏まえ、市の現状について、市民意識調査や市民のワークショップなどを実施し、実際に市民の皆さんが課題と感じていることや望んでいることを抽出しております。そして、内部評価として、こちらも毎年、

各課において実施計画ベースで事業評価シートを作成し、K P I の達成状況の確認を行っております。なお、これらの達成状況におきましては、令和6年度末では進捗率は約67%となっております。

これらの外部評価や内部評価の検証結果は、評価対象事業に対して全ての事業で有効と判断されましたが、個別の施策分野でのK P I の進捗率においては、治水・防災や地域コミュニティーなど低い進捗率の事業もありますので、引き続き第3次総合計画に盛り込み、積極的に取り組むことと、既存事業の見直しや新規事業への取組など、基本計画における5年後のK P I の設定を根拠として活用しているところでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） それでは、第3次総合計画に始まる、これは人口減少が始まるとされている現在、大切なときであります。その思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 瑞穂市はこれまで人口増加を続けてきましたが、社会保障・人口問題研究所によると、2030年を境に人口減少に転じるという推測がされており、まさに今回の基本構想の期間中にその転換期を迎えることとなります。

その中で、第3次総合計画の策定過程において、市民意識調査や市民ワークショップを実施し、10年後の瑞穂市の姿がどのようになっているとよいか、市民の皆さんにお聞きしました。

10年後に望まれている市の姿として、まず子供、あと笑顔で快適に暮らせる、そして安心に関する言葉が多く出されたことに加え、市の課題抽出の中で、市民の暮らしやすさ、幸福度を高める施策・事業の展開が必要との結果が出ました。それらの思いを集約したものが市の将来像である「こどもが輝き誰もが笑顔あふれる安全で住みよい都市（まち）～ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造～」となりました。

瑞穂市は、西は揖斐川、東は長良川の間に位置し、その周辺の南北の周辺市町も含め、中心となる都市として発展を目指すこととし、漢字で都市と書いてまちと呼ぶことといたしました。この将来像の下、基本構想では令和17年の目標人口、市民の主観的幸福感、地域の暮らしやすさの満足度を目標指針と掲げ、その達成に向けた施策に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 16番 庄田昭人君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

9番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

議案第69号瑞穂市第3次総合計画の基本構想及び前期基本計画の策定について質問をさせていただきます。

資料、序論の18ページに、調査結果から、これは市民の意向調査だと思いますけれども、市民の意向により重点改善分野として取り組むことが2つ列举されています。

その1つ目、社会インフラの整備や土地の有効活用による都市機能の強化とありますが、市民意向調査結果から具体的にどのようなインフラが弱いか、また都市機能の強化とは具体的に何の強化が必要なのかが分かるのか、もし分からない場合、今後、具体的な内容、強化する内容はどのようにして決めていくのか、お尋ねします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 昨年度実施いたしました市民意識調査の問いでは、あなたは市の取組にどの程度満足していますか、また、市の取組として今後どの程度重要だと感じますかに対する回答結果から出されたもので、対象項目は、都市基盤（公園、駅周辺の整備、空き家対策等）になっております。

調査の結果によれば、都市基盤は現在の満足度が低く、今後の重要度が高いという結果になっています。今後の具体的な取組としては、基本計画の基本目標3、③の都市基盤に関する施策の取組を進めることとしており、その中でも穂積駅南土地区画整理事業、穂積駅北駅前広場周辺機能改善事業、犀川遊水地グリーンインフラ事業、空家等対策事業については、特に重要施策として設定しており、着実に進める必要があると考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 今の意向調査は具体的なものは書いていないと分かりました。

それで、その後、当局としては3つの項目を上げられました。

穂積駅、犀川、空家等対策、この3項目が上がった理由というか、その過程はどういう過程で上がってきたんですか。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 当然3つの拠点の中の2つが入っておりますが、今後、市が取り組むべき取組として特に重要ということで判断して入れております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 市民の意向調査を踏まえて基盤整備をすると。当局はその3つの基盤整備と。市民の意向とその3つの基盤との関連性を問うているんですけれども。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 先ほども述べましたが、意向調査の中には、特に項目で、都市基盤

の中の公園、駅周辺の整備、空き家対策ということで、公園については犀川グリーンインフラ、駅周辺については駅周辺の土地区画整理ということで特に重要であるということで判断しております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 確認ですが、意向調査の中にその項目が入っていたわけね。はい、失礼しました。

次の質問です。

2つ目の重点改善分野として、交通基盤の充実による交通移動の利便性の向上とあります。これについても調査結果から具体的にどのような交通基盤が弱いのか分かるのか。もし分からない場合には今後どのような内容をどのようにして決めていくのか、お尋ねします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 先ほどの質問と同様となりますが、昨年度実施した市民意識調査の問いでは、あなたは市の取組にどの程度満足していますか。また、市の取組として、今後どの程度重要だと感じますかに対する回答結果に出されたもので、対象項目は交通基盤、道路や公共交通の整備などとなっております。調査の結果は、交通基盤も同様に現在の満足度が低く、今後の重要度は高いという結果になっています。

今後の具体的な取組としては、基本計画の基本目標3の交通基盤に関する施策の取組を進めることとしており、特にその中でも地域公共交通計画の策定を重点施策として掲げております。来年度から2か年をかけて策定予定の地域公共交通計画において、市民の移動ニーズの把握や多様なモードの交通事業者との協議を行いながら公益性、経済性、合理性などバランスが取れた瑞穂市に一番合った公共交通の在り方を検討していきたいと考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 公共交通基盤の整備については、第2次総合計画でも多分あったと思いますけれども、その後、その交通基盤が劇的に改善ということはないですけれども、主に瑞穂市ではみずほバスになると思いますけれども、さらに改善という意味では、このみずほバスの改善というのが大きなテーマとなるというふうに解釈できますけれども、そうですか。それ以外の交通基盤というのは考えておられるんですか。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 先ほど説明いたしました、多様なモードということで、樽見鉄道やJR東海と連携しながら、この公共交通計画を策定することになります。

例えば岐阜市に行くときには、樽見鉄道に乗って大垣に出て岐阜市に行くとか、みずほバス

でどこかの駅まで着いて行くとかというトータルのな公共計画をつくりますので、他の市町との公共交通との連携とか、全ての交通モードについて今後検討していきたいと考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 市民が改善してほしいという交通基盤というのは、瑞穂市内で公共交通のサービスを不足だと、改善してほしいと思っているんです。穂積駅まで行けばこんな便利なところはないという意見はもう皆さん持っている。穂積駅があるから便利だという、つまり穂積駅まで行く公共基盤、これが大事だというふうに市民の方は思っておられると思うので、私はそう思うんですが、いかがですか。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 市民の意見は穂積駅に限ったことではありません。例えば、市民病院に行かれる方が結構お見えになりまして、バスを乗り継いで北方の停留所から、今度、岐阜市のほうのバスに乗るというモードがありますので、そちらも含めて今検討しておりますし、今後は、例えば名古屋に行く場合、穂積駅から行くというのも可能であります。今おおのパレットピアに名古屋直通のバスも出ておりますので、そこまで乗り入れてすぐ名古屋へ行けるということも可能でありますので、全ての交通モードを来年以降に検討することになりますので、御理解ください。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 9番 鳥居佳史君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

○議長（今木啓一郎君） では休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第5 議案第70号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第5、議案第70号瑞穂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第6 議案第71号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第6、議案第71号岐阜都市計画事業穂積駅南土地区画整理事業施行条例の制定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

3番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 改めまして、おはようございます。

議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第71号岐阜都市計画事業穂積駅南土地区画整理事業施行条例の制定について質問をさせていただきます。

本条例案第9条では、審議会委員の定数を10名とし、学識経験者2名を市長が選任する一方で、宅地所有者及び借地権者から選挙により選出される委員の人数については、市長が別途公告するとされています。

本市として、宅地所有者、借地権者から選出される委員の人数をどのような考え方で構成する予定なのか、お伺いいたします。

以下の質問については、自席でさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 江崎都市整備部調整監。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） おはようございます。

土地区画整理審議会の委員の定数は、土地区画整理法施行令第18条に基準が定められており、面積50ヘクタール未満の施行地区については10人となっております。

また、学識経験者につきましては、土地区画整理法第58条第3項に委員の定数の5分の1を超えない範囲内において、土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから委員を選任することができることと定められていることから、本地区では委員の中に2人の学識経験を置くこととしております。したがって、残り8人の審議会委員は、施行地区内の宅地の所有者及び借地権を有する者の中から選挙により決定をしていくこととなります。

また、宅地の所有者及び借地権を有する者から選出される委員の数につきましては、土地区画整理法第58条第1項において、宅地の所有者の総数と借地権を有する者の総数との割合におおむね比例しなければならないと規定されていることから、その割合に応じて決定をしていき

ます。

本地区におきましては、現時点で登記がされている借地権者はありませんので、宅地の所有者のみでの委員構成となる可能性もございますが、今後、登記がされていない借地権者からの申告があった場合などには、その借地権者を含めた割合に応じて委員の数を決定していきます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 大変よく分かりました。ありがとうございます。

次の質問です。

本条例案第21条では、換地や土地評価に関わる評価員を3名選任するとされています。評価員は地権者の財産権に大きく関わる重要な役割であることから、本市としてどのような基準や専門性、方針に基づいてこの3名を選任するのか、お伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 江崎都市整備部調整監。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） 評価員については、土地区画整理法第65条第1項において施行する土地区画整理事業ごとに、土地または建築物の評価について経験を有する者3人以上を審議会の同意を得て選任しなければならないと規定されております。したがって、本地区では、施行地区の規模等を踏まえまして、3人の評価員を置くこととしております。

また、評価員の選任に当たっては、土地区画整理事業前後の土地等の評価を公平に決定していくために、土地や建築物の評価等に関する知識や経験を有する者で、例えば不動産鑑定士や税理士、銀行員等から選出していくことを考えておりますが、最終的には土地区画整理審議会の同意を得て選任することとなります。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 3番 北村彰敏君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第7 議案第72号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第7、議案第72号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第8 議案第73号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第8、議案第73号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第9 議案第74号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第9、議案第74号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第74号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について質疑を行いたいと思います。

今回の補正予算案につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増減分が含まれている、そういった説明がありました。しかし、まだ提案もされていない条例案に基づいた内容まで補正予算として計上することが法令上許されているのかどうかについて確認をしたいと思います。

以下、質問は自席のほうで行いたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） おはようございます。

それでは、関谷議員の質問にお答えしたいと思います。

地方公務員の給与改定等に関する取扱いについては、令和7年11月11日の閣議決定におきまして、その趣旨に沿って適切に対処するよう国より通知がされておりますので、本議会前の議会運営委員会、全員協議会でお願いを申し上げましたように、職員の給与条例案等を本議会会期中に追加上程をする準備を行っておりますので、よろしくお願いたします。

地方自治法第222条第1項に、普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないとあります。

この規定の趣旨は、条例その他議会の議決を要すべき案件で予算を伴うようなものは、財源や将来的に必要な債務、見通しを議会の予算承認により判断してもらった上で議決を得るべきであるということにあります。

この規定にある予算を伴うこととなるものは、地方公共団体が義務的に債務を負担することとなるものがその典型であるとされており、職員の給与条例はこれに該当すると解されています。

また、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みとは、関係予算案が議会に提出されたときをいい、財政の計画的で健全な運営を確保するため、あらかじめ財源の見通し等を調整することが適当であるとされておりますので、条例の提出前に補正予算を計上することは問題ないと考え、議案上程をさせていただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ただいま部長からは、自治法の第222条第1項の規定によってこれが可能だという御説明だったと思いますけれども、この第222条第1項というのは何か。つまり条例を出すのはいつかという問いですね。それに対する取扱いはこうですよ。つまり予算を伴う条例を出すのは、予算が出された、あるいはその見込みは出されているというときに初めて出すべきものであるという説明だと思います。

ところが、今回は条例そのものが出されていないというところが問題なわけで、この第222条の第1項には該当する話ではないと。そして、これ第222条をもし受け止めるのであれば、条例案と、今回については補正予算ですね、これはセットにして出すのが本来ではないかと思っておりますけれども、そういったことについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほど答弁させていただきましたとおりでございますが、地方自治法第222条の第1項に基づいて、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間、これを議会に提出してはならないとありますので、その辺りを、条例より先に補正予算を計上することは特に問題がないというような理解で今回上程のほうをさせていただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、次の質問をさせていただきます。

では、この近隣の地区、岐阜地区ですと岐阜市、山県市、本巣市、羽島市、そういったところが近隣の市だと思いますけれども、そういったところで今回同じように人事院勧告に基づいた給与条例をどうするかとか、予算をどうするかということ、今回出してみえるのかどうか分かりませんが、そういったことは当然されていると思います。

それぞれこういった近隣の市のほうではどのような取扱いが今回なされているのか、分かりましたら教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員から御質問を受けまして、他市の状況につきまして確認をさせていただきます。

条例を追加上程する予定の市の幾つかに問合せをしたところ、条例と予算を同時に提出する予定とのことでした。

市では、先ほど答弁させていただきました理由によりまして、補正予算案を先に上程させていただいておりますが、職員の給与条例案等を今議会会期中に追加上程をする準備を行っておりますので、条例案を提出させていただいた際には、御審議のほうをどうぞよろしく願います。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 私のほうも、それぞれの市のホームページ等で上程されているかどうかということについて見させていただきました。

そうしますと、山県市が5つの条例、この給与関係で5つの条例ですね、職員関係とか議員とか特別職とか分かれておりますので、それについての条例が出されて、そしてそれと併せて補正予算案についても、ほかのそれ以外の、この給与関係以外の補正予算とは別個にして4本出されております。つまり5つの条例とそれに合わせた補正予算、しかもそれはこの条例に基づくものはこれですと明確にした補正予算が出されています。

それで、山県市のほうは初日にこれは採決されたというふうに聞いております。そして、岐阜市についても5つの条例案が出され、そして補正予算としては1本出ております。これも同じように、本会計関係の一般予算の補正予算も別個に出されておりますので、これもうちよつと内容まで確認し切れませんでしたけれども、恐らく人事関係だけのものになっているだろうというふうに見ております。

そして、各務原市、羽島市、本巣市では条例案が出されていないと。補正予算が出されているところについては、その内容は給与関係のことは一切入っていないというのが現状だと思います。

つまりは、ほかの市はどこも瑞穂市みたいなことはやっていないということなんですけれど

も、この瑞穂市だけそういった形を取るのには、調べていたら、もう去年もその前も同じようにやってみえるもので、これまで私も十分認識していなかったものであれですけれども、今回改めてちょっとこのことについてきちんとしておいたほうがいいのではないかと思いますけれども、要は補正予算が出されたとしても、その根拠になるものが一切出ておりませんので、つまり補正予算で給与関係のことが議論できないということになってしまっていて、それをそこで認めてしまうと、じゃあその後出てきた条例をどうするのかという非常にややこしい話になってしまうと思います。

そういった意味においても、こういったことについて、今回、条例案については、今回の会期中に出すとちょっと言われましたけれども、そこら辺も含めて、今後どのような見解を持たれるのか、ちょっと御答弁願えればと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今後どうするかというところですが、まだ決定というか、まだどのようにしていくかということを決めかねておりますので、今回は補正予算を先に上程させていただきまして、条例案のほうを追加でという形での御審議のほうをよろしくお願ひしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

3番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第74号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について質問をさせていただきます。

今回の人事院勧告を踏まえた期末手当及び給与改定について、本市の状況を正確に把握するため、何点か確認をさせていただきます。

持家手当等、人事院勧告で従来から廃止が求められているにもかかわらず、残っている手当が本市にはないのか、今回の改定に影響はないのか、お伺いいたします。

以下の質問については、自席でさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、北村議員の御質問にお答えしたいと思います。

自宅に係る住居手当、いわゆる持家手当につきましては、国が平成21年に廃止をしたことに伴いまして、当市でも同年に廃止しております。また、国の規定にはない特殊勤務手当として、犬猫等死体取扱手当を当市では定めておりますが、業務の特殊性及び給与水準が国のラスパイレス指数を超えていないことなどを勘案し支給しているものです。今回の改定には特に影響は

ないと考えます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。

次の質問です。

地域手当の割合について、国基準や近隣自治体と比較して過大な設定になっていないか、お伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 令和6年度に発表された人事院勧告で、国家公務員の地域手当の支給対象地域が広域化され、級地区分等が見直されました。

岐阜県は、地域手当の級地区分がある愛知県、三重県、滋賀県と同一の生活圈、経済圏に属する地域が多いにもかかわらず、岐阜市以外の自治体は支給地域から外れることとなりました。

これによりまして、これまで3%を支給していた大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市の支給割合は、令和7年度2%、令和8年度1%、令和9年度0%とされましたが、同一の通勤圏、生活圈、経済圏に属している地域の実情を鑑み、今年度はこの6市全てが3%を支給しており、岐阜県市長会においても、人事院に級地区分や支給割合に都道府県格差や地域格差が生じないよう改正を求める要望書を提出されたところ です。

しかしながら、人事院勧告で引下げが示されていることでもあり、地域手当の支給がなくなるとは、それぞれ職員の給与に影響がございますが、今後、近隣の市と足並みをそろえ、引下げも含め、検討をしてまいりたいと思います。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。

次の質問です。

特別職、議員の期末手当の増額について、人事院勧告以外に本市が増額すべきと判断した数値的、財政的根拠があるのかお伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 基本は人事院勧告に基づいております。

令和7年11月11日に閣議決定された公務員の給与改定に関する取扱いについては、特別職の国家公務員の給与については、官職の職務と責任に応じ、かつ一般職の官職との均衡を考慮して定めることが適切であるといった観点から、一般職の国家公務員の給与改定の趣旨に沿って取り扱うものとされております。これは、国家公務員の特別職に関してです。

この趣旨を踏まえ、国家公務員の給与水準との均衡を図るとともに、市の財政状況及び給与

事情を検討の上、市の特別職及び議員の期末手当の支給額については、人事院勧告に基づき、市の一般職の職員と同様に改定を予定しております。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 3番 北村彰敏君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（今木啓一郎君） 14番 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 皆さん、こんにちは。議席番号14番 杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、議案第74号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）につきまして質問をさせていただきます。

事前通告をしておりませんから、お答えいただくのにちょっと困るかと思えますけど、お答えできる範囲内で結構でございますから、よろしく願いをいたします。

質問いたします内容は、歳入項目の中で雑収入というものがございます。その中で、今回の補正予算で過年度収入ということで2億2,009万7,000円という、本当に多大な金額になっております。その内容と、そうしまして過年度収入の定義というんですか、それをちょっとここで御説明いただきたいというふうに思っております。

これより自席に戻りまして質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

そうしましたら最初の質問でございますけど、今回の補正予算概要のところ、歳入歳出款別一覧というページ、2ページでございます。これをまず皆さん見ていただきたいと思っております。

この中で、ナンバー20に諸収入ということで、補正前が8億2,045万3,000円、この12月の補正額で2億3,476万9,000円。その中で市税金の利子とかいうことで、その2段目に過年度収入ということで2億2,009万7,000円と非常に多額の金額になっておるようなわけでございますが、この金額のその内容というんですか、具体的にどういう過年度修正の項目で発生したかということをお分かりになれば、ここでお答えを願いたいと思えます。よろしく願いします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 諸収入についての御質問でございます。

過年度の収入が入ってまいりまして、その中身といたしましては、障害者自立支援給付費の国庫負担金の過年度精算金が6,000万円ほど、障害者自立支援給付費等の県の負担金の過年度精算金が、こちらも6,800万円ほど。あと福祉医療費県補助金、重度心身障害者過年度精算金が1,100万円ほど、また、介護給付費負担金の精算金、これは広域連合のものですが930万円ほど。あと、障害者入所給付費等国庫負担金の過年度精算金として7,600万円ほどの収入が入っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（今木啓一郎君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 過年度収入金ということで御説明ございましたが、私、ちょっとここで質問させていただきたいんですけど、本当に素朴な質問でございますけど、過年度と前年度のその定義づけというのはどういうふうに区分されるんですが、ちょっとお教えいただきたいと思うんですけど。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 過年度ということでございますので、令和7年度に入ってきたものでございますが、令和6年度に事業等を実施しておりまして、それにつきまして精算をすることということで、前年度の分に対しまして今年入ってくるので、過年度というふうな表現で収入しております。失礼いたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（今木啓一郎君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） ここで広義の解釈のほうに入ってくるわけなんですけど、今、要するに費用関係の、収入ということでございますけど、あと例えば、自主財源と、あと歳入関係で依存財源ということに区分できるわけなんですけど、そういうものにつきましても、歳入のほうをここでその該当のカテゴリの中に入るのかどうか、それもちょっとお教えいただきたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 自主財源といいますと、税金とかそういうのが自主財源になりますので、ここには入りませんので、市税の項目で入ってくるものでございます。その過年度分ということも含めましても、市税のほうに入ってくるというものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（今木啓一郎君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） そうしましたら、歳入関係はこの雑収入の中には入らないということですね、今の部長の見解ですと。歳入関係はそれぞれの項目の中に過年度分、要するに、前年度分もそうなんですけど、その項目で計上されるということで、そういうことで理解よろしゅうございますか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 過年度収入というのは、例えばですが、前年度に本来であれば国や県が負担すべきものを市のほうが肩代わりしておりますので、その分につきまして精算をして、その分を市のほうへ入れていただくという考え方で諸収入で入っております。ですので、うちが立て替えた部分について収入をいただいているということになります。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 税金の場合は、今のこの款項目のところで、多分1款に市税がくるんですけれども、過年度に入っていた部分は、その1款の税込のところで過年度収入の形で上がってきますので、今回議員が言ってみえる諸収入のところのその過年度は諸収入というものに該当する予算のところの過年度分がここに上がってくる。

だから今の税金は、ここの諸収入の過年度じゃなくて、税金という1款のところの税金で、現年度分と過年度分について、過年度があれば過年度が上がってくるって形になるかと思えます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今木啓一郎君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） そうしましたら、例えば使用料とか、あと手数料とか、こういうものはどちらの直接的にその項目で計上するのか、雑収入という、この過年度収入でやるのか、そこから辺だけちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 使用料でございますが、過年度の使用料につきましても、13款のほうの使用料及び手数料で過年度分が入ってくるということになります。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第10 議案第75号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第10、議案第75号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第11 議案第76号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第11、議案第76号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第12 議案第77号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第12、議案第77号令和7年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 議案第68号から議案第77号までについて（委員会付託）

○議長（今木啓一郎君） 議案第68号から議案第77号までは、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

#### 散会の宣告

○議長（今木啓一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時25分